

令和8年度



令和7年12月  
千代田区教育委員会

## スクールライフ・サポーター (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一會計年度(4月1日から3月31日まで)を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。

### 1 選考対象者及び募集内容

職名	スクールライフ・サポーター
職務内容	<p>(1)児童・生徒への日常的な声かけ及び見守りを行い、いじめ又はいじめを疑う事案を発見した場合には、速やかに学級担任へ報告すること。</p> <p>(2)朝の登校、休み時間、給食及び放課後の時間における安全確保の役割も含めた児童・生徒の見守りに関するここと。</p> <p>(3)いじめが確認され、又は疑われる児童・生徒について授業中も含めて中心的に見守り、学級担任と協力して早期解決に取り組むこと。</p> <p>(4)児童・生徒が社会におけるルールや規範意識を身に付けることができるよう支援すること。</p> <p>(5)学校いじめ対策委員会の一員として、必要な会議へ参加すること。</p> <p>(6)いじめについてのアンケートの実施及び分析を補助すること。</p> <p>(7)学級担任と連携し、不登校児童・生徒の教育相談を実施すること。</p> <p>(8)不登校児童の別室登校時の対応及び登下校時の送迎並びに不登校生徒の別室登校時の対応に関するここと。</p> <p>(9)保護者会に参加し、その職務について周知すること。</p> <p>(10)保護者の子育てについての悩みを聞き、状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、必要なアドバイスを行うこと。</p> <p>(11)いじめ及び不登校に関する学級担任への状況報告に関するここと。</p> <p>(12)前各号に定める他、いじめ及び不登校に関する児童・生徒及び保護者への支援及び対応に関するここと。</p>
必要な資格等	特になし

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月 31 日 ただし令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 ※1か月の実勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで条件付採用期間が引き続きます。 ※任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	19名

#### 注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

## 2 勤務条件

給 与	【報酬額】 時間額 1,726 円(令和7年 12 月1日現在) ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・勤務実績に応じて給与を支払います。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。
	【期末・勤勉手当】 年間の期末・勤勉手当の合計支給月数 4.90 月(令和7年 12 月1日現在) 法令等の基準を満たす場合は、6月及び 12 月に期末・勤勉手当の支給があります。ただし、支給期・支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。
	【費用弁償】 このほか条例等の定めるところにより、費用弁償(通勤手当相当、上限 55,000 円/月)が支給されます。
勤務場所	千代田区立小学校・中学校・中等教育学校等 ・組織改正等により変更がある場合があります。 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務時間	勤務日数:1年につき 168 日、180 日、192 日、204 日又は 216 日のいずれかの区分による勤務 勤務時間:7:00～17:00 の間において6時間 45 分勤務(休憩時間 45 分を除く。) ・土曜日に半日(4時間)の勤務を命じる場合があります。

休暇等	4月からの採用(初年度)の場合、年間の勤務日数に応じて、1年間に5日(年 168 日勤務)又は7日(年 180 日、192 日、204 日、216 日勤務)年次有給休暇が付与されます。 それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始等 ・学校行事等に応じて変動する場合があります。
保 険	・公立学校共済組合(健康保険(配置場所により東京都職員共済組合))・厚生年金保険・雇用保険 ※加入要件を満たす場合加入 ・労災保険 ※原則全員加入。

### 3 申込み手続き

#### (1)申込方法

原則として、インターネットから申込みを受け付けます。千代田区ポータルサイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

(申込受付期間)

令和7年12月19日(金)から  
令和8年1月14日(水)まで



(申込先)

右の QR コードまたは以下の URL から申し込み専用ページへ遷移します。  
<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04lh00000680S1>

※ 申し込みには千代田区ポータルサイトへの登録が必要です。

※ 添付画像には、iPhone のノーマルカメラで撮影した写真の画像形式(HEIC 形式)は利用できませんのでご承知おきください。

※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、申込みを受け付けた旨のメールが送信されます。メールが届かない場合は、必ず申込受付期間中に下記問合せ先までご連絡ください。

※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

※ インターネットからの申込みができない場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

※ 申込時の入力内容により、受験資格の確認を行います。入力内容に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失うことがありますので、ご注意ください。

## (2)問合せ先 千代田区教育委員会事務局子ども部指導課管理係

住所 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 4階

電話 03-5211-4285(直通)

Mail [kyoshokuin-jinji@city.chiyoda.lg.jp](mailto:kyoshokuin-jinji@city.chiyoda.lg.jp)

## 5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

### (参考)地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。